「北区児童相談所等複合施設運営指針(中間まとめ)住民説明会」

~ご質問・ご要望と回答~

令和5年4月27日

No.	種別	質問等	回答
1	見である。 「現金」では、 は、 は	区立の児童相談所の開設後、東京都 北児童相談所との役割分担はどのよ うになりますか。	区立の児童相談所開設後は、北区は 東京都北児童相談所の管轄から外れ るため、北区が東京都北児童相談所 から業務を引き継いで対応していき ます。
2		説明会資料の24ページのフォスタリング業務について「民間の力を生かす」との記載がありますが、民間とは具体的にどのようなところを想定しているのですか。	先行自治体では、児童養護施設や乳 児院に委託している事例がありま す。北区では、プロポーザル等で具 体的に検討していきます。
3		5月から不登校の子どもたちの支援を行うこととなったのですが、児童相談所以外については、民間団体等に業務を委託していくのでしょうか。	複合施設を運営するうえでは、民間の力を活用する部分もあると考えていますが、現時点ではファミリー・サポート・センター事業以外は区が直営で業務にあたっています。運営方法については、今後も様々な視点から検討していきます。
4		「要保護児童対策地域協議会」の中に地域住民が入っていないようですが、子ども食堂などの民間団体が関わっている自治体では、児童虐待の件数が増えていないと聞きます。子育ては地域でやっていくといった姿勢が基本にないといけないと思いますが、そういったことも含めて検討してほしいです。	地域によって子ども食堂等と協同して支援している自治体があることは承知しており、地域の方々の視点は大事であると認識しています。そのような考え方を踏まえ、今後について検討していきます。
5		子ども未来部にある「わくわくひろば」のような、既存の仕組みの活用や、地域団体の活力も利用してほしいです。	児童相談所は、区直営で運営しますが、複合施設における民間活力の利用などについては、他自治体の動向も踏まえ検討していきます。
6		子育てに行き詰まり、親御さんが自 分自身を責めて自ら死を選ぶといっ たケースもあることを把握していま す。そのような親に対する対応はど のように考えていますか。	親支援については、子ども家庭支援 センターが中心となり、保健師等と も連携をしながら、複合施設開設後 もしっかりと行っていきます。
7	児童相談所等 複合施設の ハード面につ いて	虐待対応が増え、職員数を増やし、 施設スペースが足りなくなった児童 相談所の事例を聞いています。そう ならないように面接室や駐車場等を 十分に設置してほしいです。	児童虐待対応件数の増加により職員 数が増え、事務室や面接室等が手狭 になっている自治体がある状況は認 識しています。現在、設計業務に取 り組んでいますが今後の状況を見据 えてしっかり検討していきます。

8		説明会資料の10ページに「電話受付業務の外部委託」とありますが、どのような事業者への委託を考えていますか。また、委託した事業者には専門性があるのでしょうか。	東京都や先行自治体では、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を活用し、例えば「子どもの泣き声時間のえる」など住民からの通報を専門の事業者が電話受付をし、必要にでで、 事業者に電話等の様々なツールで情報が共有され対応しています。 としては具体的なことは、今後されたりますが、専門性が確保された。 に事業者を選定していきます。
9		前半は児童相談所以外の記載もありますが、後半は児童相談所の話ばかりでした。複合化するにあたり、子ども家庭支援センター等の理念等に変更はありますか。また、児童相談所以外の、他の施設の目標や親御さんへの支援も明確にしてほしいです。	区の児童相談所を新設することもあり、今回の中間まとめの説明会では児童相談所の説明が中心となりました。運営指針の策定に向けて、児童相談所以外の機関についても、同様にしっかりと検討していきたいと考えます。
10	児童相談所等 複合施設運営 指針について	子どもにとって一番身近な存在は母親であり、母親と子どもが一緒に来所することが想定されますが、この施設の中での母親の存在が明確になっていないと思います。	現在も北区の子ども家庭支援センターでは、乳幼児親子が体重等を測り、子育て相談にのる「すく到別定」等、様々な事業を実施し乳幼児親子のかりでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
11		「子ども家庭支援センター」とは、 国から設置を求められている「こど も家庭センター」でしょうか。	現在の「子ども家庭支援センター」 は区の組織として設置しています。 名称は似ていますが、「こども家庭 センター」は児童福祉法や母子保健 法に基づき国から設置を求められる 予定の施設です。
12		説明会資料14ページに「要保護児童対策地域対策協議会」との記載がありますが、自治体によっては、地域の方も参加していると聞いています。今後、関係機関が集まるような場を作らないのですか。	現時点でも「要保護児童対策協議 会」は設置されており、北区の子ど も家庭支援センターが中心となって 会議を開催しています。

13		説明会資料15ページの「人材育成計画」の記載からすると、一時保護所の未経験者の割合が高く、そのような中で夜勤の一人体制になるのは不安に感じます。また、報道等でトイレの窓から飛び降り自死する事例などもあり、夜間も複数の職員が勤務できるようによく検討してほしいです。	ご指摘の点については、大きな課題ととらえており、保育士等にも積極的にアプローチを行い、令和8年度に向けて人材を確保したいと考えています。また、夜間については、説明会資料21ページのとおり、各ブロック1人、合計3人体制で勤務を行うことを考えています。さらに、夜間補助員の配置も検討しており、十分な人員体制を検討していきます。
14	児童相談所等の職員配置について	児童福祉司や児童心理司等の専門職の配置は理解しましたが、現役の警察官、教員、保健師などの専門職についてのかかわりや配置については考えていますか。精神保健福祉士や保育士等も配置できると良いと思います。	現在も子ども家庭支援センターには 元警察官を会計年度任用職員として 配置しており、児童相談所において も警察の力を活用しています。今後 も弁護士や保健師等の様々な職種の 活用を含め検討していきます。
15		説明会資料11ページの「組織体制等」では一時保護担当が56人と記載があり、説明会資料15ページの「人材育成計画」では35人との記載がありますが、この差はどのように理解すればいいですか。	説明会資料15ページの35人は児童を直接処遇する担当であり、それを補完する職員として、係長級や会計年度任用職員を合わせた人員がこの差です。職員体制については、休暇や研修参加等に対応できるように十分な人員を確保していきます。
16		この説明会への壁を感じて参加できなかった人もいると思われるので、 気軽に参加できるようにしてほしいです。	今後の説明会のあり方についてはよ く検討していきます。
17	その他	今現在、区立の児童相談所はありませんが、里親登録の相談先として東京都の児童相談所へ案内すればいいでしょうか。	区の児童相談所はまだ設置されていませんので、原則、東京都北児童相談所に相談していただくことになりますが、北区の子ども家庭支援センターにおいても里親に関する相談ができる相談日を設けています。